# 第6 国との協定に関する資料

# 資料6-1 国との協定に関する資料

名称	締結年月日	協定市町村名
災害時の情報交換に関する協定	平成23年7月8日	国土交通省東北地方整備局
大規模災害時における秋田市と		秋田市
秋田刑務所との相互協力に関す	平成29年2月20日	
る協定		秋田刑務所
雄物川下流における防災情報提		秋田河川国道事務所
供・放送及びテレビ会議システ	平成30年3月30日	
ムの運用に関する協定		秋田市

## 資料6-2 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局(以下「甲」という。)と、秋田市(以下「乙」という。)と は、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等(以下「情報交換等」という。)について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換等の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換等の開始時期は、次のとおりとする。
  - (1) 秋田市内において重大な災害が発生し又は発生するおそれがあるとき。
  - (2) 秋田市災害対策本部が設置されたとき。
  - (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

(情報交換等の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換等の内容は、次のとおりとする。
  - (1) 一般被害状況に関すること。
  - (2) 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)の被害状況に関すること。
  - (3) その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し、情報交換等を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にし、派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部 等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ、情報交換等に関する防災訓練及び防災に関する地図等 の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、 甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を 保有する。

平成23年7月8日

仙台市青葉区二日町9番15号 甲 国土交通省東北地方整備局 局 長 徳 山 日出男

秋田市山王一丁目1番1号 乙 秋田市

秋田市長 穂 積 志

# 資料 6 - 3 大規模災害時における秋田市と秋田刑務所との相互協力に関する 協定

秋田市(以下「甲」という。)と秋田刑務所(以下「乙」という。)は、災害時における乙の施設および敷地(以下「施設等」という。)の使用に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、秋田市内で地震その他の大規模な災害(以下「大規模災害」という。) が発生した場合における、甲の申請に基づく乙の施設等の使用について、必要な事項を 定めることを目的とする。

(範囲)

- 第2条 乙が使用を許可することのできる施設等の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 鍛錬場
  - (2) 鍛錬場·作業倉庫間駐車場
  - (3) その他甲及び乙が必要と認めたとき。

(使用の申請)

- 第3条 甲は、秋田市内で大規模災害が発生した場合において、秋田市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場(以下「避難所等」という。)として使用するため、乙に対し前条に掲げる施設等の使用を申請することができる。
- 2 甲の前項の申請は、国有財産使用許可申請書(別記第1号様式)の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合であって、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該申請書を提出するものとする。

(使用許可)

- 第4条 乙は、甲からの前条第2項の使用申請に基づき、施設等の使用が必要と認めると きは、国有財産使用許可書(別記第2号様式)を甲に交付し、甲は、当該許可書記載の 使用条件に基づき使用するものとする。
- 2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条 第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。
- 3 乙は、前条の申請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。 (使用期間)
- 第5条 施設等の使用期間は、甲の被害状況等を考慮した上で、甲乙協議により定めるものとする。
- 2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。 (損壊の報告)
- 第6条 甲は、施設等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合には、乙に対 し速やかに届け出るものとする。

(返環)

- 第7条 甲は、乙から使用を許可された施設等の使用を終了する場合は、書面により、乙 に通知するものとする。
- 2 甲は、施設等の使用を終了するときは、使用した施設等を現状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。
- 3 前項の現状に復した費用は、甲が負担するものとする。

(費用負担および物資の調達)

第8条 避難所等の運営経費は、その全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(管理者責任)

- 第9条 乙は、施設等に地域住民等が避難した際に発生した事故等に関する責任は一切負 わないものとする。
- 2 余震、津波その他の二次的被害により、第2条に定める範囲の施設等に損壊等が生じ、 受入れ地域住民等の生命および財産等に損害が生じた場合についても、前項と同様とす る。

(有効期間)

- 第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の1か月前までに甲又は乙から協定解除又は 変更する旨の文書による通知がないときは、有効期間は更に1年間更新されるものとし、 以後同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、甲 乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を 保有する。

平成29年2月20日

秋田市山王一丁目1番1号 甲 秋田市 秋田市長 穂 積 志

秋田市川尻新川町1番1号

乙 秋田刑務所

所 長 平 岡 聡

年 月 日

秋田刑務所長 殿

秋田市長

## 国有財産使用許可申請書

下記のとおり、行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

- 1 使用しようとする財産
  - (1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号
  - (2) 区分 建物および土地
  - (3) 数量 鍛錬場573平方メートル 鍛錬場・作業倉庫間駐車場966平方メートル
- 2 使用しようとする理由 避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場
- 3 使用しようとする期間年月日()から 年月日()まで
- 4 その他参考となるべき事項

年 月 日

(宛先) 秋田市長 殿

秋田刑務所長

## 国有財産使用許可書

年 月 日付けで依頼のありました避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場として、当所所管の国有財産を使用することについて、下記のとおり許可します。

- 1 使用場所
  - (1) 所在 秋田市川尻新川町1番1号
  - (2) 区分 建物および土地
  - (3) 数量 鍛錬場573平方メートル 鍛錬場・作業倉庫間駐車場966平方メートル
- 2 使用内容 避難所、物資集積場所および支援車両等の駐車場
- 3 使用期間

年月日()から 年月日()まで

- 4 その他
  - (1) 施設等の使用については、既設物を破損、損壊させないよう注意して 使用すること
  - (2) 使用期間を変更する場合は、事前に申し出ること

# 資料 6 - 4 雄物川下流における防災情報提供・放送及びテレビ会議システム の運用に関する協定

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所長(以下「甲」という)秋田市長(以下「乙」という)は甲が保有する防災情報の提供・放送及びテレビ会議システムの運用に関し、次のとおり協定する。

#### 第1条 目的

この協定の目的は次のとおりとする。

(1) 防災情報の提供・放送

雄物川下流の流況・水位等の画像情報を甲が乙に提供し、乙が秋田市防災施設で放送することにより、雄物川下流の沿川住民に対する洪水被害等の予防、迅速な避難及び被害軽減対策に役立てるとともに、河川環境等に対する意識の高揚等を図ることを目的とする。

(2) テレビ会議システム

災害発生時又は災害が予期されるとき、甲と乙の間で、必要に応じて迅速にテレビ会議を行い、地域住民に対する災害の予防及び迅速な避難等に役立てるとともに、テレビ会議システム(テレビ会議装置及び接続ケーブルをいう。以下同じ。)の維持管理に関し、必要な費用分担等を定める。

## 第2条 防災情報の提供

防災情報の提供地点については、別紙1のとおりとする。

なお、災害時等に伴い緊急的に設営した画像情報等の提供については、甲乙調整するものとする。

2 協定締結後、新たにカメラの増設等により配信地点が増えた場合、又は地点を廃止する場合は、その旨を甲から乙に通知することとする。

また、提供する画像情報等を変更する場合は、甲乙協議するものとする。

- 3 防災情報の提供先は次のとおりとするが、本協定書の目的の範囲内において、乙は各 行政施設及び避難所等に配信することができるものとする。
  - 1) 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所

#### 第3条 防災情報に対する責任等

乙は防災情報の受信にあたり、次の事項に掲げる場合は、その責任を問わないものとする。

- (1) 天災、その他不可抗力に基づく機器の故障による情報送信停止
- (2)機器等の保守、点検等による情報送信停止
- (3) その他、甲がやむを得ないと判断した場合の情報送信停止

なお、災害時において第2号に該当することが判明した場合には、甲は乙に対して遅滞なく通知するものとする。

### 第4条 情報提供と画像の操作

防災情報は常時提供とし、防災情報の提供のうち受信する画像の切替は乙が行うものとするが、カメラの方向、倍率等の変更については、乙からの要請により甲が行うものとする。

ただし、災害時の緊急時においては、乙からの要請に応えられない場合がある。

#### 第5条 提供された画像の放送等

乙は甲から画像情報の提供を受けたときは、当該情報及び乙が得た情報とあわせ、必要に応じて放送を行うことができるものとし、放送の内容については、視聴者に対して十分理解させるよう配慮するものとする。

2 乙は放送に際して、プライバシー等に十分配慮するほか、適宜「国土交通省 東北地方 整備局 秋田河川国道事務所」からの画像提供である旨を表示するものとする。

#### 第6条 画像情報の利用と利用の制限

乙は、提供された画像情報について録画による使用や、自ら利用すること以外に他の 者へ提供してはならない。

#### 第7条 費用負担

画像制御装置等、機器の維持管理に要する費用負担については、各々の設置者が行う ものとし、別紙2のとおりとする。

2 乙の敷地内に設置する機器に重大な故障、更新及び改変の必要が生じた場合、甲乙協 議の上、費用負担を定めるものとする。

#### 第8条 連絡窓口

業務を円滑に実施するために、国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 防災 課長と秋田市 総務部 防災安全対策課長を責任者とし、目的に資するための調整等を実施する。

2 分掌系統表(担当者名簿)は別紙3のとおりとし、変更がある場合にはその都度双方 が通知するものとする。

#### 第9条 操作訓練等

災害発生時等における緊急操作に資するため、テレビ会議システムの操作訓練を行う ものとする。

2 甲乙各々は、常日頃から画像情報の伝達が確実に行われているか受信状態を確認し、 異常等を発見した場合は、第8条第2項に示す責任者又は担当者に連絡し、復旧するも のとする。

#### 第10条 その他

この協定書に記載無き事項及び疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものと

する。

## 第11条 有効期限

この協定書の有効期限は、平成31年3月31日までとする。

ただし、甲乙いずれからもこの協定書の改廃について申し出が無いときには、更に1 年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

また、この協定の有効期限内に組織の改編や名称変更等があった場合でも、本協定は 有効とする。

## 附則

本協定締結をもって、平成19年3月19日付け「雄物川における画像情報提供及び放送に関する協定は廃止する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年3月30日

甲 秋田市山王一丁目10-29 国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所 今野 敬二

乙 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市長 穂積 志

# 秋田河川国道事務所からの画像情報提供地点等一覧

## 1. 河川監視カメラ

平成30年3月現在

水系名	地点名	所在地	番号
雄物川	河口	秋田市新屋町字三ツ小屋	1
	雄物大橋	秋田市新屋南浜町	2
	割山	秋田市新屋勝平町	3
	新屋水門	秋田市茨島五丁目	4
	茨島河川公園	秋田市茨島七丁目	5
	古川浄化施設	秋田市仁井田字新中島	6
	古川排水樋門	秋田市仁井田字柳林	7
	岩見川合流点	秋田市四ツ小屋字御野場	8
	下袋樋管 秋田市雄和芝野新田字下袋   椿川 秋田市雄和椿川字方福		9
			1 0
	安養寺排水樋門	秋田市雄和椿川	1 1
	平沢排水樋門	秋田市雄和平沢字舟津田	1 2
	平尾鳥	秋田市雄和平尾鳥字西野	1 3
	左手子	秋田市雄和左手子	1 4
	新波水位観測所	秋田市雄和新波	1 5
	協雄大橋	秋田市雄和新波字清水木	1 6



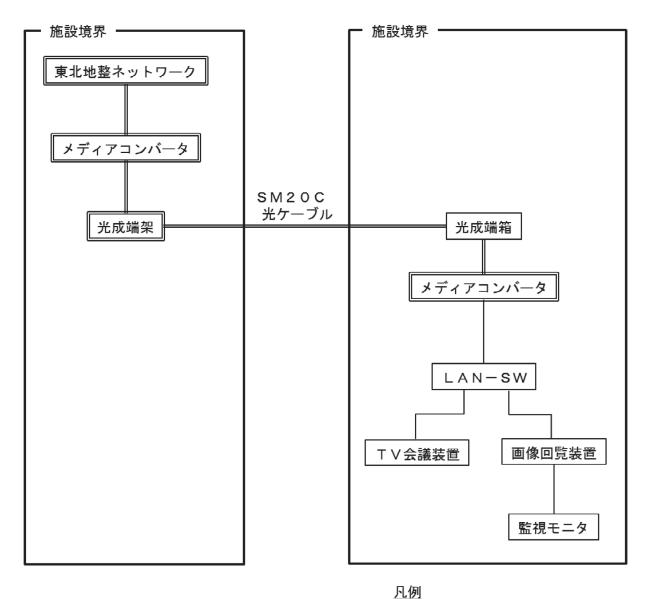
## 2. 国土交通省東北地方整備局が所有するヘリコプターによる災害等に関する映像

国土交通省 東北地方整備局の管内の秋田県内で自然災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は秋田市の要請により東北地方整備局が必要と認めたときに映像情報を提供する。

# 秋田市との防災情報伝達システム構成図

# 秋田河川国道事務所

# 秋田市役所



国管理	:	

市管理:

# 分掌系統表

所属	担当業務	役職	連絡先	備考
秋田河川国道	総括責任者	所長	018-823-4167	代表
事務所	画像提供責任者	副所長 (河川)		電話
(甲)	連絡責任者	調査第一課長	018-864-2288	直通
	連絡担当者	調査第一課 水防企画係長		電話
	障害対応責任者	防災課長	018-864-2294	直通
	障害対応担当者	防災課 防災情報係長		電話
秋田市	総括責任者	市長	018-888-5434	直通
(乙)	連絡責任者	防災安全対策課長		電話
	障害対応責任者	防災安全対策課		